

## 選挙運動について

選挙管理委員長 合同会議

本書は、選挙運動に関する注意事項及び、FAQ を記載する。

特にインターネット（メールやウェブサイト等）を利用する際には、選挙違反に該当しないよう注意が必要となる。

### 【選挙運動について（選挙実施要綱 抜粋）】

立候補者は、公序良俗に反する選挙運動、公職選挙法に抵触する活動を行い、または関与してはならない。これに違反したと当該学会・研究会の選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。

選挙違反の適用は公職選挙法を参考とする。

### 【インターネットを利用した選挙運動の注意事項】

実施要綱記載の選挙運動について、インターネットを利用した場合の違反の具体例を記載する。下記以外の事項については、当該学会・研究会の選挙管理委員会にて協議し、選挙管理委員長が違反と判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補・当選取り消しを行うものとする。また、SNS の利用に関しては、選挙の周知を目的として立候補者の発言に対しリツイートやシェアを行う事については問題ないが、有権者による応援行為を制限する為、引用リツイートやコメント付きのシェア機能の利用を禁止とする

インターネットを利用した選挙運動の概要	立候補者 (会員)	有権者 (会員)
WEBサイト・ブログ・ モバイルサイト	○	○
SNS	○	○
電子メール	×	×

※詳細は、別紙「選挙運動 FAQ」を参照

参考資料

【総務省ホームページ】

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo10.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html)

【総務省ホームページ：インターネット選挙運動に関するチラシ】

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000225177.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000225177.pdf)

【総務省ホームページ：インターネット選挙運動ガイドライン】

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000222706.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000222706.pdf)

以上